

## ■ 第 2 回委員会意見の対応

| 意見  | 対応  |
|---|---|
| <p>第 2 回資料 1 の 2 ページ<br/>転入転出状況のデータは、社会増減のみを反映しているのか。また、国勢調査のどのデータを使用しているのか。</p>          | <p>データは国の内閣官房が提供している「RESAS 地域経済分析システム」の社会増減データを使用しました。このデータの出典は、総務省「国勢調査」と厚生労働省「都道府県別生命表」に基づき、まち・ひと・しごと創生事務局作成とされており、社会増減のみを反映していません。</p> |
| <p>第 2 回資料 2 の 10 ページ<br/>所有者アンケートの対象者から所有者・管理者を特定できなかった物件は除くとあるが、どれくらいの件数があるのか。</p>      | <p>1 件です。</p>   |
| <p>第 2 回資料 2 の 18 ページ<br/>「周辺に著しい悪影響を及ぼしている空家等は市内に確認されていません」とあるが、ここまで言い切った言い方をしても良いか。</p> | <p>「周辺に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等に該当する空家等は市内に確認されていません」に修正します。</p>  |
| <p>第 2 回資料 2 の 26 ページ<br/>措置の流れのフロー図について、行政側の流れだけでなく、所有者等の抗弁などを入れた方が良いのではないか。</p>         | <p>「勧告」の後に「意見書の提出等」を追記します。</p>  |
| <p>市民へより伝わりやすい周知方法として、動画を検討してはどうか。</p>  | <p>資料 3 の 23 ページに、「チラシについては、市民に分かりやすい内容とするとともに、動画等の誰にでも伝わりやすい周知方法についても検討します。」と追記します。</p>  |
| <p>国等の補助制度について記載した方が良いのではないか。</p>   | <p>資料 3 の 28 ページ (7) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項に、「②国・県の支援制度の活用」を追加します。</p>   |